

虐待防止活動をきっかけとした「包括的な支援体制」 の構築 — ある市町村の実践を例として —

キーワード：虐待防止 包括的支援体制 地域共生社会

野村 政子 立正大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程
東都大学ヒューマンケア学部看護学科
(会員番号 008739)

研究目的

2018年に施行された改正社会福祉法は、市町村の努力義務として、地域住民や関係機関と協力し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備することを規定した。

本研究では、市町村が「包括的な支援体制」を構築する方法の一つとして、虐待防止活動をきっかけとして「包括的な支援体制」を構築するプロセスを示す。さらに、虐待防止活動をきっかけとして「包括的な支援体制」を構築する方法の有効性を示すことを目的とする。

研究の視点及び方法、倫理的配慮

A市の虐待防止活動、包括的な支援体制を整備する事業について、次の資料の記述を詳細に検討した。

1) 障害者自立支援調査研究データベース

平成20年度障害者保健福祉推進事業 障害者等の権利擁護と虐待防止にも対応し市民の参画を得た地域ぐるみの総合的な相談支援体制構築事業（トータルサポート推進事業）報告書

<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/jiritsu-report-DB/db/20/017/report.pdf>

2) 厚生労働省ホームページ、安心生活創造事業 地域福祉推進市町村資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/anshin-seikatu/index.html

3) 厚生労働省ホームページ、安心生活創造事業推進検討会第6回会議（平成23年6月21日）資料、議事録

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001gfec.html>

【倫理的配慮】

本研究は一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守して実施しました。

研究結果

市町村における虐待防止活動をきっかけとした「包括的な支援体制」の展開（A市の場合）

1 支援関係機関からの相談から、虐待を地域生活課題として把握した。

- (1) 地域課題：住民の虐待防止、権利擁護の理解を深め、早期発見につなげること。そのためには「安心生活」をキーワードとして様々な地域生活課題への関心を深めること。
- (2) 組織課題：事務分掌により対象者別に支援を担当する部局が分かれていることによる弊害（意思決定に時間と手間がかかる。相談窓口が不明確。）

- 2実態調査（市内居宅介護支援事業所対象に調査し、高齢者虐待と障害者虐待の実態を把握）、同時に地域生活課題としての虐待に協力して取り組むことについて合意を形成
- 3市の組織内で課題（（1）①②）と解決策（総合相談窓口新設・相談支援のマネジメント機能確保・地域福祉活動への市民参加推進のための啓発事業）を提案、新規事業として採用され予算を確保した。
- 4市の組織内にプロジェクトチームを設置し、事業計画立案
- 5国庫補助金に申請、決定され、市の主要事業に指定された。

- 6 トータルサポート推進事業（総合相談窓口・相談支援のマネジメント・地域福祉活動への市民参加推進のための啓発活動）開始
- 7 地域福祉活動への市民参加推進のための啓発活動として、地域福祉計画策定のための住民の意見集約の場を活用。包括的な支援体制について周知した。
- 8 住民主体の見守り活動の必要性が認識され一部で実践がはじまった。
- 9 住民から見守りや生活支援ボランティアの必要性と行政の支援を求める声が出され見守り活動と生活支援ボランティアを施策化、予算化した。
- 10 住民が早期に困難事例を発見し、市（総合相談窓口）に情報提供し、住民、市、支援関係機関の協働による支援を実施

考察

A市においては、地域生活課題の一つである「虐待」を中心課題に置いて地域生活課題と組織課題を検討したことが、包括的支援体制を構築する上で有効であった。そのプロセスは次の通り。

- 支援を要する個別の事例を通して地域課題と組織課題を把握する
- 支援関係機関と地域課題を共有し協力体制をつくる
- 組織課題解決に向け組織横断的な検討の場をつくる
- 組織内に相談支援に関するマネジメント機能を確保する
- 組織目標（住民の権利をまもる）を立て組織内で共有する

- 住民と権利擁護や安心安全な暮らしについての「思い」を共有する場をつくり継続的に対話する
- 地域課題を把握した住民が住民主体の支援（見守り、生活支援ボランティア）の取組を開始
- 市が住民の取組を支援するために施策化、予算化
- 住民が早期に困難事例を発見し、市（総合相談窓口）に情報提供し、住民、市、支援関係機関の協働による支援を実施

結論

A市においては、地域生活課題の一つである「虐待」を中心課題に置いて地域生活課題と組織課題を検討したことが、包括的支援体制を構築する上で有効であった。

- プロセスについて

個別事例を通じて地域課題と組織課題を把握し、組織内に総合相談窓口とマネジメント機能をつくり、組織内外に課題の検討と思いを共有する場をつくって継続的に協議し、住民や関係機関と協働で事業や個別事例の支援に取り組み、それが地域の包括的な支援体制へと発展した。

- 有効性について

「虐待」を中心課題とすることで、虐待防止という課題を通して行政組織内、そして行政と地域住民や支援関係機関が「人々の権利をまもる」という目標を共有することができる。このことは、包括的支援体制の基盤として必要な、関係者間における地域生活課題の共有と連携ネットワークづくりを円滑にする効果があると考える。

ただしきっかけは虐待であっても活動が発展する過程では、特に地域においては取組の対象がすべての地域生活課題へと広がる傾向にある。そのため市町村の組織内において相談支援に関するマネジメントの機能を確保し、広がりゆく取り組みに対応できる体制を整える必要がある。同じ理由で市町村における相談窓口についても、総合的に相談を受け付ける機能が必要である。